

令和5年度 第2回

議員説明会会議録

令和5年11月10日

小山広域保健衛生組合議会

令和5年度 第2回 小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時：令和5年11月10日（金）

午前9時00分～

場 所：小山広域保健衛生組合

2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 人事院規則の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- (2) 小山聖苑指定管理者の選定結果及び指定について
- (3) 災害廃棄物（7月10日発生突風等）の処理状況について
- (4) 小山広域クリーンセンター長期責任委託事業に係る変更契約の締結について
- (5) 小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について

4 閉 会

◎開　会（午前9時00分）

○鹿久保礼子総務課長 皆様おはようございます。ただいまから、令和5年度第2回小山広域保健衛生組合議員説明会を開会させていただきます。

本日の会議ですが、秋山幸男議員より欠席する旨、森田晃吉議員より遅刻する旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

では、開会に当たりまして、福田議長から、ご挨拶をいただきたいと思います。

◎議長挨拶

○福田洋一議長 皆様、おはようございます。

議員説明会にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、執行部からの依頼によりまして、議員説明会が開催の運びとなりましたが、議員の皆様には、大変ご多忙の中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の報告事項は、「人事院規則の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について」、「小山聖苑指定管理者の選定結果及び指定について」、「災害廃棄物（7月10日発生の突風等）の処理状況について」、「小山広域クリーンセンター長期責任委託事業に係る変更契約の締結について」、「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について」の計5件でございます。

この後、執行部から説明がございますが、議員の皆様のご意見、ご質問をいただきながら、会議を進めて参りたいと思います。

最後になりますが、本日の進行に当たりましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◎管理者挨拶

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございました。

次に、管理者からご挨拶申し上げます。

○浅野正富管理者 皆様、改めまして、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、議員説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議員説明会におきましては、報告事項計5件についてご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎報告事項

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございました。

次に、報告事項に入りますが、福田議長の進行により、お願ひしたいと思います。

議長、よろしくお願ひいたします。

(1) 人事院規則の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

○福田洋一議長 それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきます。

次第3、報告事項(1)の「人事院規則の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について」、事務局から説明をお願いします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 はい。説明につきましては、着座にて説明させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

「人事院規則の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について」、ご説明申し上げます。

議員説明会資料1ページ、資料1をご覧ください。

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する新型インフルエンザ等感染症から、5類感染症に変更されました。

これに伴い、人事院規則9-129が改正され、国家公務員が新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合の、防疫等作業手当の特例が廃止されました。

つきましては、本組合においても新型コロナウイルス感染症に関わる作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を廃止するため、所要の改正を行うものです。

また、国家公務員の特殊勤務手当の基準や職員の勤務状況を踏まえ、育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対して月額の特殊勤務手当を支給するときは、当該職員の勤務時間に応じて減額した額を支給する旨定めるものです。加えて、フルタイム会計年度任用職員について、常勤職員と同様の特殊勤務手当を適用する旨定めるものです。

併せて、その他文言の整理を行うものです。

2ページをご覧ください。

内容でございますが、第1条小山広域保健衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部の改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員について、特殊勤務手当に関する条例が適用されること、育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対して月額の特殊勤務手当を支給するときは、当該職員の勤務時間に応じて減額した額を支給することを定めるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を廃止するほか、その他文言の整理を行うものです。

第2条小山広域保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員について、小山広域保健衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例が適用される旨を定めるものです。

施行期日は、令和5年12月1日からとするものです。

3ページから6ページに条例(案)の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照ください。

本条例につきましては、この後開催されます議会定例会において、議案第13号として上程するものでございます。

説明は以上でございます。

○福田洋一議長 はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

(2) 小山聖苑指定管理者の選定結果及び指定について

○福田洋一議長 ないようですので、次に(2)の「小山聖苑指定管理者の選定結果及び指定について」、事務局から説明をお願いいたします。

坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 はい。着座にてご説明させていただきます。

「小山聖苑指定管理者の選定結果及び選定について」、ご説明申し上げます。

議員説明会資料8ページ資料2をご覧ください。

今年度で小山聖苑の維持管理業務委託期間が終了することから、令和6年度から向こう5年間の指定管理者を選定いたしましたので、その経過等についてご説明させていただきます。

なお、令和5年度までは火葬業務と受付・施設維持管理業務に分けて委託しておりましたが、1施設に2業者いることで、業務の流れが円滑でない部分が多く見受けられたことから、一括して施設全体の運営を任せることが可能である指定管理者制度を導入し、より円滑な業務遂行を目指しております。

では、8ページの資料に沿ってご説明させていただきます。

1. 応募状況につきまして、令和5年6月28日から8月4日まで、指定管理を希望する者を募ったところ、2団体から応募がございました。

株式会社合人社計画研究所と株式会社五輪による「小山聖苑運営共同企業体」、それと、イージスグループ有限責任事業組合と株式会社日本環境ビルテック栃木本社による「おやま斎苑管理グループ」でございます。

なお、小山聖苑運営共同企業体につきましては、同グループで宇都宮市の公営斎場であります「悠久の丘」の指定管理者としての実績があり、また、構成団体の株式会社五輪は現小山聖苑の火葬炉運転維持管理業務の受託事業者でございます。

おやま斎苑管理グループにつきましては、同グループとしては、火葬場等の受託実績はございませんが、イージスグループ有限責任事業組合は、他の自治体において、火葬業務の実績がございます。また、構成団体の株式会社日本環境ビルテック栃木本社は、現小山聖苑の受付施設維持管理業務委託の受託業者でございます。

次に、2.選定結果でございますが、事業提案書のプレゼンテーション及び選定委員5名によるヒアリング、採点を令和5年8月29日に実施いたしました。

結果は「小山聖苑運営共同企業体」が402.5点、「おやま斎苑管理グループ」が375.5点となり、「小山聖苑運営共同企業体」が指定管理者候補として選定されました。指定管理料は5年間で5億9,679万2,000円となります。

なお、11ページに別紙1として選定委員会の議事概要、12ページに別紙2として採点結果の詳細がございます。別紙2の採点表はホームページで公表したもので、右上に記載されております応募団体Aが、「おやま斎苑管理グループ」となります。

採点結果でございますが、指定管理候補者の「小山聖苑運営共同企業体」の構成企業であります株式会社五輪は、小山聖苑に設置してある火葬炉のメーカーの子会社であり、かつ小山聖苑で長年にわたり火葬業務を担ってきた強みを生かした運営を提案し、「火葬炉設備の適切な維持管理」の項目（採点表の上から5番目になります）において、委員全員から満点の評価を得るなど、火葬炉の管理運営について高く評価されました。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要となりますので、「小山聖苑運営共同企業体」を指定管理者に指定することについて、この後開催されます議会定例会において、議案第14号として、上程するものでございます。

説明は以上となります。

○福田洋一議長 はい、ありがとうございます。

ただいまの指定管理者について説明がありましたら、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

はい、9番佐藤議員。

○9番(佐藤忠博議員) おはようございます。

私の方からは2点ほど確認をしたいというふうに思っております。

まず全体的なこととして、1点目がですね、これ市民の方からいただいた声なんですけれども、火葬する時間、火葬するまで時間がかかるということのお話がございました。聖苑の予約状況だとか、あるいは混雑具合によっても時間がかかることは理解をしておりますけれども、せっかくの機会ですので、改めて現状についてお聞かせください。これが1点目です。

2点目がですね、12ページの採点表の件についてになります。この項目の中で、それぞれのその2ポイントの状況が出ておりますけれども、点差の大きいところを確認したいというふうに思います。3のですね、真ん中の火葬炉施設設備の適切な維持管理、これが16ポイントほど離れております。その下、管理経営の縮減、これが7ポイントほど離れております。その下の5番の真ん中の経営の安定性、これが5ポイントほどの差がありますけれども、この3の理由について、お聞かせください。

2点についてよろしくお願ひします。

○福田洋一議長 答弁、坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

火葬の時間がかかる状況ということなんですが、火葬につきましては、朝の9時から15時までの時間帯で1時間に2件、1日14件の火葬が可能であります。火葬のご希望の多い12時から14時の予約枠につきましては、比較的早期に埋まってしまいます。そのため空いたところを待てるということで時間がかかるってお待ちしてしまうことがあると思います。さらに、通夜式や告別式を小山聖苑の式場で希望の場合は、小山聖苑は2式場しかないので式場に空きがない場

合、これもお待ちいただくことになってしまいます。民間の式場を利用することや、火葬時間をお朝の早いうちとか夕方の3時頃とかにずらすことが可能であれば、もう少し早く火葬が出来るようになると思います。ちなみに聖苑の大式場、小式場なんですが、大式場は10時半から式が始まって火葬が12時、小式場は12時半から始まりまして火葬が14時台ということでこちらに集中してしまうのでなかなかすぐにできないということが発生してしまっております。ちなみに、各時間帯ごとの火葬件数なんですが9時台が、令和4年の実績ですが86件、10時台が203件、11時台が376件、12時台が530件、13時台が523件、14時台が532件、15時台が447件、16時台が65件。朝の早い段階や夕方に近い段階で、16時はちょっとなかなかこれはやってなかつたんですが、コロナ禍なので15時までなんですが、早い時間帯に火葬するということであればそんなにお時間は待たなくても済むかなと思っておりますが、告別式の時間帯を考えますと、なかなかそれは難しいのかなと思っております。以上でございます。

それと、別紙2資料の12ページの採点表についてでございます。

点数で大きな点数差がついたのが、火葬炉の適切な維持管理ということでございます。この差が50対34で16点差がついております。この差につきましては、指定管理者候補者につきましては、炉のメーカーの子会社かつ小山聖苑で長年にわたり、火葬業務を担ってきた実績をベースとした堅実な火葬炉の維持管理を提案したこと、相対的に評価が高くなつたものと考えます。それと経費の縮減ということで、こちらも36対29で7点差になっております。こちらにつきましては、候補者につきましては提案価格を、5年間の提案価格なんですが5億6,979万2,000円ということで、物価高騰の状況にあたりましてもこちらの予定した委託費の中でおさめるという努力が見える提案でございました。

次点の点数の事業者についてなんですが、提案価格は5億7,848万2,000円と、候補者よりいくらくらい安い価格でございました。しかしながらランニングコストに関して、協議による委託費増ありきの話が、プレゼンテーションの中であって実現性に疑問を抱かせるというような評価で、点数が低くなつてしまつたものと考えております。それと、管理を安定して行う人員体制とか、施設の管理を安定して行う技師さんこちらの項目4番になりますが、また5番の施設の管理を安定して行う人員資産その他の経営規模ということなんですがこちらにつきましても選定された技術事業者の方がそれぞれ7.5点と勝っております。こちらにつきましては、主に人員体制について候補者は非常に大きな経営基盤を有しております、栃木県や関東一円の同様の業務の実績をもとに、そのネットワークを生かした緊急時のバックアップ体制を含む人員配置について、具体的な提案をしておりました。その一方、次点事業者につきましては、全国的なネットワークを生かした提案はしたもの、ヒアリングの実施では実現性に疑問を持たせるような内容が多々ありましたので、この点が評価に影響したものと考えております。

以上よりこのような得点差がついたものと考えております。以上となります。

○福田洋一議長 はい。9番、佐藤委員。

○9番(佐藤忠博議員) はい、理解できました。ありがとうございました。

○福田洋一議長 その他ございますか。

はい。4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員) 選定委員に選ばれた5名の方は、どういう基準で選定委員に選ばれたかをお聞きします。

○福田洋一議長 坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

委員の選定にあたりましては、小山広域保健衛生組合小山聖苑指定管理者選定委員会設置要綱、こちら3条に基づきまして、斎場に関する有識者、それと、小山市市民生活部長、下野市市民生活部長、野木町町民生活部長、その他管理者が必要と認めたものとして地元の自治会長が入っております。それと、斎場に関する有識者ということなんですが、有識者で北村様という方を選定委員として迎えております。この方につきましては、京都大学工学部卒業で、厚生労働省に入省しまして、現在は特定非営利活動法人日本環境斎苑協会理事という立場で火葬炉とか、火葬の維持管理について詳しい方であります。この方が国として火葬の施策にも携わってたということで、選定委員としてお迎えしております。以上でございます。

○福田洋一議長 4番、坂口委員。

○4番(坂口進治議員) このふたつの団体に対してこの有識者の北村様は関わりがあるかどうかというのは、それはないということですね。

○福田洋一議長 坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 はい。ご承知の通りとなります。

○福田洋一議長 4番、坂口委員。

○4番(坂口進治議員) 5番の八木様に関しましては、近くの自治会長様ということですが、どういうことで選ばれたのでしょうか。

○福田洋一議長 坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 はい。八木会長におきましては、この地域にはいろいろな、ごみ処理とか水処理センター、聖苑などが集まっておりますので、この近くに外城の協議会というものがあります。この近隣の外城の自治会長ということで、八木様を選出いたしております。以上でございます。

○福田洋一議長 その他ござりますか。

[「なし」と言う者あり]

(3) 災害廃棄物（7月10日発生突風等）の処理状況について

○福田洋一議長 それでは、ないようですので、次に（3）「災害廃棄物（7月10日発生突風等）の処理状況について」、事務局から説明をお願いします。

伊澤施設課長補佐。

○伊澤勇施設課長補佐 はい。「災害廃棄物（7月10日発生突風等）の処理状況について」、ご説明申し上げます。

13ページ、資料3をご覧ください。

7月10日に発生した突風等による被害により、小山市と野木町が災害廃棄物の仮置場を設置しました。野木町では、災害廃棄物の発生量が多く、短期間で量が急増し、一部の仮置場が危険な状態となりました。このため、住民の生活環境を保全するには災害廃棄物を速やかに処理する必要があり、「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」に基づき、「公益社団法人栃木県産業資源循環協会」に災害廃棄物の処理応援を要請した結果、令和5年8月28日下記の県内事業者と災害廃棄物の外部処理委託に関する契約を締結いたしました。

9月1日から搬出を開始し、10月20日にはほぼ全ての廃棄物の処分が完了しました。残りは、農薬と処理困難物の一部となっており、11月末までには、これらの処分も完了する予定となっております。

搬出にあたりましては、自区内処理ではなかったことから、搬出先自治体である宇都宮市、那須塩原市、日光市、福島県福島市と廃棄物処理法に基づく事前協議が必要でしたが、災害廃棄物ということもあり、最大限の協力を得ることが出来ました。

なお、外部処理のみではなく、組合施設で処理可能な枝や畳等の自家処理を進めつつ、有価物として売却可能な鉄スクラップの売却を実施し、外部委託費用の低減に努めました。また、組合施設への運搬についても、枝を除いて組合職員が直営で行うなど、コスト縮減に努めました。

外部処理の委託先につきましては、「積込作業及び収集運搬業務」を株式会社日環、「木くず及び混合廃棄物の処理処分業務」を株式会社八幡に委託しており、共に宇都宮市に本社を有する事業者となっております。

鉄スクラップ等につきましては、野木町に本社を有する有限会社野辺工業と契約を締結し、有価物として売却いたしました。

枝の運搬業務につきましては、野木町の委託ごみ収集を行っている2社と、野木町で契約を締結していただきました。

14ページをお開きください。

小山市と野木町の処理状況を記載しておりますが、野木町分につきましては、最新の情報を記載した資料をご用意いたしましたので、恐れ入りますが、別紙資料3の当日配布版をご覧ください。なお、別紙資料3の当日配布分は事前にお配りしました資料の14ページ及び15ページを最新の情報に更新した資料となっております。

それでは、最新の情報をもとにご説明させていただきます。

小山市分の災害廃棄物につきましては、外部搬出せず、全て組合施設で処理し、10月10日に全ての処理が終了しております。最終的な処理済量といつしましては、2.30tでございます。

野木町分の災害廃棄物につきましては、先ほど申し上げましたとおり、外部搬出及び組合施設での処理を並行して実施しております。作業の進捗状況につきましては、仮置場5ヶ所及び被害のあった町役場や野木中学校等の公共施設からの災害廃棄物の処理が完了し、一部の処理困難物の処理を残すのみとなっております。

外部搬出での処理状況についてご説明いたします。

別紙資料3の当日配布版裏面をご覧ください。

11月7日現在の処理済み量といたしまして、代表的なものについてご説明いたします。

まず、混合廃棄物が296.57tで、処理費用が1,174万4,172円、木くずが228.66tで、処理費用が905万4,936円となっております。それ以外につきましては表に記載のとおりでございますので、ご確認いただけたらと存じます。

なお、積込費用は現在集計中となります、概算で約650万円となっております。

また、本日現在、処理困難物のうち、廃油等の処理が完了しておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、今月末までには全ての処理が完了する予定となっております。

外部搬出費用の総計といたしましては、確定ではございませんが、現段階で、3,460万7,948円となっております。

続きまして、組合施設での自家処理状況についてご説明いたします。

組合施設で処理をしております、枝が29.57t、可燃ごみが5.13t、不燃ごみが1.49tとなっております。外部処理費用は1tあたり3万9,600円となりますので、処理費用に換算すると約144万円の縮減となります。

続きまして、有価物である鉄スクラップの売却状況についてご説明いたします。

鉄スクラップ等につきましては、9.22t売却し、16万7,804円の歳入となりました。

別紙資料での説明は以上となりますので、元の資料に戻らせていただきます。

恐れ入りますが、元の資料の16ページをご覧ください。

こちらは各作業状況を示した写真となります。作業の実施にあたりましては、組合職員による立会いを隨時実施し、作業が安全かつ適切に実施されているかを確認いたしました。

説明は、以上でございます。

○福田洋一議長 はい、ありがとうございました。ただいま、処理状況について事務局から説明がありました。ご意見等がありましたらお願ひします。

はい。4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員) 野木町の分で約1億5,000万円の予算を取りましたが、3,460万円というふうにおっしゃいましたが、この差は、なぜこんなに、四分の一以下、緊急時ですから金額がまだ予定ができないというのもよく理解できるのですが、あまりにも金額差が大きい、この原因をお尋ねします。

○福田洋一議長 はい。答弁、伊澤施設課長補佐。

○伊澤勇施設課長補佐 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1億4,000万からの予算の算出に当たりましては、災害ごみを7月19日に測量いたしました。その後、追加分です。増加分ですね。増加分を1.5倍と見込みまして、量を3,600立米と推測いたしたところでございます。8月10日に再度測量した際には、3,900立米とほぼ推測通りの結果がありました。このうち、可燃ごみと不燃ごみの割合を半分ずつと推測し、環境省の災害廃棄物対策指針の比重ですね、木くずが0.4、混合廃棄物が1.1これを乗じまして、重量に換算して積算したものが災害廃棄物の予算ということでございます。しかし、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、予算と実際にかかった費用には大きな乖離がございます。予算が実際にかか

った費用よりも大幅に大きくなりましたその理由といたしましては、まず1点目としまして、仮置場に折り重なった状態の災害ごみこちらの間にはですね、見かけ以上に多くの空隙、隙間ですね、こちらが生じておりました。測量の際にはそういうわけで量を多くまた、大きく見せていましたことに加えまして、仮置き場の開設期間中は、重機を使った災害廃棄物の整理などを行わなかつた、このような理由からこの隙間がですね、最後まで残ってしまっていたということがまず一つ考えられます。理由の2点目としましては、仮置き場に搬入されてから搬出までの約2ヶ月間、猛暑の影響もありまして、枝や木材に含まれておりました、水分が蒸発し、容量や重量が減少したことが考えられます。理由の3点目といたしましては、混合廃棄物の中に金属くずやがらなど、比重の大きなものが想定よりも少なかったこと、このようなことなどが考えられます。なお、枝をはじめ、組合で処理出来るものを組合の施設で処理したことも処理費用の低減に、多少なりとも貢献できたものと考えております。以上でございます。

○福田洋一議長 はい。4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員) はい、今おっしゃったなかで、空間の予測が甘かったということ、木の水分が飛んで比重が少なくなつて物自体が少なくなったということですが、緊急ということもありますし、これに関しては小山広域の方でももちろん見られてる、いろんな意味で経験者が立ち会ってやられたというふうに私は感じるんですが、これだけの差が出てくるという自体が、やはり今言った理由だけで甘かったというのは、今後もそうなんですが、全部、要は災害の時にはみんな予算を多く取るということになると今後ともこれに対するいろいろな批判が出てくると思うんですが、その辺は広域としてはどのようなお考えを持っていらっしゃるんでしょうか。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島議事務局長 はい、ただいまご質問にお答え申し上げます。

結果としてこのように大きな差が出来てしまったことは素直にお詫びするしかないと思っていますが、我々が量を推定したときに採用させていただいた環境省の技術基準の中にある比重、これを採用しておりますけれども、その他によりどころがなかったこと、それと過去の経験が活きてないというふうに言われたんですけれども確かに令和元年ですが大雨のときに、各地で災害がありました。このときは下野市、小山市、そして下野市では稲藁が相当な量が出まして、このときも、残念ながらかなり乖離がございました。環境省の担当の方が事前に現地に視察をしたんですけども、これだけ乖離があったというところで何かいい方法はないのか逆にこちらから問い合わせをさせていただきました。そうしますとやはり災害の種別、出てくる災害ごみの種類、これによって個々それぞれに判断していただくしかないというコメントでなかなか難しいのが現状です。ただ、今回この経験を糧にしてですね、あってはいけないんですけども、今度また災害があった場合には、この精度をさらに高めていくために我々の方では調査研究していくしかないのかなというふうに考えております。今回は、金額1億4,600万円に対して3,500万程度になってしまったこと、これは野木町さんに対して真摯にお詫びを申し上げるしかないと考えております。以上でございます。

○福田洋一議長 はい。4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員)　はい。今、局長のほうからそういうお話があったのですが、よその自治体、益子町だとかいろんなとこでもそういう被害とかそういう対策をとっているわけですね。でも益子町でも6,500万円くらいのお話でしたかね。ちょっと私も詳しくは知らないんですが、そのぐらいの災害の処理費用で済んだというふうな話を聞いているんですね。そうすると野木町が、まあ大きな被害だったんですが、益子に比べればまだまだ被害程度は少なかったっていうふうにお聞きしたんです。そこが、だいたい半分ぐらいの費用でできたものをですね、そういうものを逆に現地に行って聞いたりという、よその自治体のほうは全然そういう調査などはされていないということでしょうか。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島讓事務局長 はい。ただいまご質問にお答え申し上げます。

おっしゃられたとおり、益子町等については、実際調査しておりません。後から聞いたところによりますと益子町さんは地元に木材をチップ化するような施設がありまして、ボランティアじゃないですけれども、ほぼ無償で処理していただいたというような経緯もあって、結果なんすけれども、それと費用比較をきっちりできるかと言われますとなかなか難しいところもあるのかなと思います。先ほど申し上げましたように、災害の種類、それから出てくるごみ、今回、風で倒木、突風だったんですが、関連でしたら雨の被害、その時の藁なんか水分を含んでいった比重をいくつにするんだというような難しいところもありまして、経験を積むことがいいかどうかわからないんですが、そういう事象をさらに研究していくしかないというふうに思っております。はい。以上でございます。

○福田洋一議長 はい。4番、坂口議員。

○4番(坂口進治議員)　はい、私、金額が下がったことについては非常に歓迎すべきことだと思うんですが、ただ最初にこれだけの大きな見積りをされたということになるとですね、あまりにも乖離が激しいんで、野木町の町民の人もですね、なぜこんなに違うんだろうという疑問は必ずあると思うんです。それをやっぱり説明責任が我々にあると思うんで、その辺のことを、もう少し今おっしゃったことを分かるようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○福田洋一議長 その他ござりますか。はい。3番、宮崎議員。

○3番(宮崎美知子議員)　今、坂口議員の質問に関連するんですけれども、この中で、8月28日に業者と契約されたということですけれども、その契約の中にはこの処分額というようなのはい。当然入っていないと思うんですけども、そのあたりを。

○福田洋一議長 答弁、細島事務局長。

○福田洋一議長 聞こえづらいのでもう少し、口にマスクされてるんでもう少しマイクを近くしていただいて、多分局長聞こえてないと思うんで。

○3番(宮崎美知子議員)　8月28日に県内事業者と廃掃法に基づく契約をされているということありますけれども、その契約の中には、この処分額というものはその時点では全く契約の内容にはない、含まれていないってことで、理解してよろしいんでしょうか。

○福田洋一議長 答弁。細島局長。

○細島譲事務局長 はい。県内事業者は収集運搬積み込みが日環、それから処理処分が株式会社八幡というこの2社ですけれども、こちらについては事前に処理費用処理単価ですね、総額ではなくて単価の契約を結んでおります。ですので1台いくらですか、1tいくらという契約をこの時点で金額も明示して契約を結んでおります。そこに処理をした実績の量をかけて支払額を決めたのが、先程の3処理費用、収集運搬積み込みが650万円を見込み、それから処理、混合廃棄物の処分費は1,174万4,000円、木くず等が905万4,000円という金額、t単価立米単価を実績にかけた結果が処理費用の総額になります。以上でございます。

○福田洋一議長 3番、宮崎議員。

○3番(宮崎美知子議員) 分かりました。それで見積もるときには、その現場に職員の方、それから事業者の方もみえられた。ということで、そういうふうな中で、その処分量というものがその予算の前提となって決められたっていうふうになりますけれども、今回その結果として、非常に少ない処分量ということになったわけですけれども、その処分量の額のその確定、確定っていうかあれっていうのは、職員の方が何かその現場に行って確認したとかいうことであって、申告っていうことなんですか、業者からの。

○福田洋一議長 はい。答弁、細島事務局長。

○細島譲事務局長 実績の量につきましては各処理施設で台貫、計量法に基づいた計量をいたします。その数量でマニフェストを持って確定します。一部、うちの職員が追跡調査もしていますけれども、費用については計量に基づいた、台貫で計量した量を持って確定しております。以上でございます。

○福田洋一議長 3番、宮崎議員。

○3番(宮崎美知子議員) それで、今回、このように、いわゆる産業廃棄物事業者にも頼まなければいけなかったというふうなことがありますけれども、災害ごみは一般ごみというふうに我々認識しておりますけれども、やはりそのようにあの、こういう産廃撤去事業者に頼まなければいけないというようなことは、今回そうなったんですけどもこれはどうしてもそうしなければいけないということなんでしょうか。野木町が独自にここに搬送してこの施設でやるってこと。それ、全部が出来ない。出来ると思いませんけれども、あえて事業者に頼まなくても出来るというような、方策というのは全くなかったってことなんでしょうか。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島譲事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、前段の一般廃棄物、おっしゃるとおり間違ひなく一般廃棄物でございまして、その中で今回、量が少なければ小山市分のように組合施設で全て処理をしようというふうには考えられます。ただし今回量が多いこと、それから速やかに処理しなければならないことということで、災害ということもありますし、栃木県が災害廃棄物の処理に関する応援協定というのを事業者と結びまして、我々は県とその合意協定を結んでおります。その中で、今後、災害廃棄物ですので、補助金が出ます。そういうときに、本来廃棄物は自区内処理というものが大原則となっていまし

て、県の方からせっかく応援協定があるのであるから、県内事業者等頼むべきだという助言をいただきまして、この産業廃棄物資源循環協会というところにお声掛けをしました。その結果、その前段で県の方から今回ごみの性状ですね。一般廃棄物であれば、元来、我々の施設で処理をするのが、例えば燃えるごみだったら燃えるごみ、不燃ごみだったら不燃ごみ、びん・缶だったらびん・缶と、ちゃんと分別されて出ております。その性状が通常の一般廃棄物処理業者では難しいだろうと、今回の災害廃棄物、混合廃棄物につきましては、産廃を処理している事業者の方が適性があるということで資源循環協会にお声掛けした方がいいんじゃないかなという助言をいただいた中で協会にお声掛けしました。その中で手を挙げてくださったのが先ほどの株式会社日環と株式会社八幡という事業者さんだと言う結果になっております。以上でございます。

○福田洋一議長 はい。他ございますか。

[「なし」と言う者あり]

(4) 小山広域クリーンセンター長期責任委託事業に係る変更契約の締結について

○福田洋一議長 はい、それでは次に移りたいと思います。(4)「小山広域クリーンセンター長期責任委託事業に係る変更契約の締結について」、事務局から説明をお願いいたします。

坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 はい。「小山広域クリーンセンター長期責任委託事業に係る変更契約の締結について」、ご説明申し上げます。

17ページ、資料4をご覧ください。

1.要旨についてですが、小山広域クリーンセンター長期責任委託業事業は、令和6年3月31日をもって、15年間の委託契約が満了を迎えます。そのため、令和4年3月31日に取り交わした、「小山広域クリーンセンター長期責任委託事業契約の延長に関する覚書」により、契約期間を令和14年3月31日まで8年間延長することとなっております。このため、現在この覚書に基づき、事業変更契約の締結に向けて協議を進めております。

議員説明資料19ページ以降「覚書」を、25ページ以降に事業変更契約書(案)を添付させていただきました。ご参照いただきますようお願いいたします。

資料17ページにお戻りください。

2.事業変更契約の概要についてですが、

(1) 契約期間は令和14年3月31日まで8年間延長いたします。

(2) 延長期間の業務委託料は消費税を含み34億2,208万9,000円となります。

(3) 契約期間を変更することから、昨今の急激な物価上昇を鑑み、委託料の支払に係る物価変動の判断に用いる指標を最新のものに変更いたします。

次に3.業務委託期間を変更した経緯についてでございますが、小山広域クリーンセンターは、公共施設等総合管理計画の個別施設計画(平成29年8月策定、令和元年更新)に基づき、施設寿命を令和21年3月まで、建設から35年になりますが、延命することを目標としております。

目標年度まで安定した施設運営を継続するため、長寿命化大規模改修工事を令和6年度から令和8年度の3年間で計画しておりましたが、第2期エネルギー回収推進施設建設事業、いわゆる第2期焼却炉建設工事ですが、こちらの工期を令和4年から令和8年の5年間、また、既設160t焼却施設の解体を令和9年から令和12年の4年間に見直したことから、事業費平準化のため、小山広域クリーンセンター長寿命化大規模改修事業を令和14年度以降に先送りいたしました。

このため小山広域クリーンセンター長期責任委託事業契約期間を大規模改修事業工事が着手可能となる令和14年3月31日まで延長するものでございます。

なお、現在締結中の契約を延長する場合、契約終了日の36ヶ月前（令和3年4月）から継続について二者協議を行い、終了日の24ヶ月前（令和4年3月）までに合意を得るとの契約条項により、令和4年3月31日に覚書を取り交わしたものでございます。

説明は、以上でございます。

○福田洋一議長 はい。ありがとうございました。

ただいま契約に関する事務局から説明がございました。ご意見等がありましたら、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

(5) 小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について

○福田洋一議長 はい。ないようですので、次に(5)「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について」、事務局から説明をお願いいたします。

細島事務局長。

○細島譲事務局長 はい。「小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について」、ご説明申し上げます。

29ページ、資料5をご覧ください。

小山広域保健衛生組合第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事は、令和5年3月9日に荏原・佐藤・板橋・斉藤・小林特定建設工事共同企業体と建設工事請負契約を締結し、令和9年4月1日の稼働を目指して事業を進めております。

現在の進捗状況についてご報告させていただきます。

「1 設計」についてでございますが、現在、事業提案書に基づき第2期焼却施設、調整池、造成等の実施設計を行っております。

ここで30ページ、別紙1の全体配置図をご覧ください。

図面上、青色で塗られた箇所が本工事で建設する建物となります。一般住民の方のごみ持ち込みについては、図面の右上の赤丸で囲われた直搬計量棟・直搬ヤードエリアにて受け入れをいたします。車両の計量、持ち込まれたごみの仮置き及び料金の精算をこのエリアで完結出来るため、

図面上部中央の収集車出入り口から、図面中央の赤丸で囲われた第2期焼却施設に進入する委託収集車両等と交錯することがなくなり、安全性の向上を図っております。

31ページ、別紙2をご覧ください。

こちらは、先ほどの直搬計量棟・直搬ヤードの平面図でございます。この施設につきましては、設計がほぼ完了しており、令和7年4月より供用を開始する計画としております。この設計の中で、利用者の利便性を向上するために、事業者と協議により改善を図りました。

まず1点目は、施設利用者用のトイレについてです。図面上部の事業者提案では、直搬計量棟に施設利用者用の男女兼用トイレが一つという設計でした。しかしながら、施設利用者の利便性を考慮し、図面下部のとおり、直搬ヤード側へ男女別のトイレを一つずつ整備することとしました。これにより、施設利用者が直搬ヤードに車を止めたままトイレを利用できるようになります。

2点目として、自動料金精算機を設置することとしました。これにより、業務の効率化を図り、預り金や釣銭の受け渡しでの人為的なミスを削減できます。さらに、自動料金精算機を2基設置し、電子決済へ対応することで、支払時の混雑緩和を図っております。

次に、第2期焼却施設本体の設計についてご説明いたします。要求水準書、事業提案書と整合を図りながら、事業者のノウハウを生かし、現在も設計を進めております。今回はこの中で啓発施設の改善点についてご説明いたします。

32ページの別紙3、こちらをご覧ください。

資料右側は、第2期焼却施設の3階平面図です。この階は、既存の第1期70t焼却施設と渡り廊下で連結されている、見学者ホールを備えた階となります。当初の事業者提案では、図面の左上のように、見学者に人気のクレーンの動きを見ることができるごみピット側の見学窓、こちらが小さく、見学窓付近の滞留スペースも狭いという欠点がございました。これらを解決するために、図面左下のように、プラットホーム上部の吹き抜けを塞ぎ、見学者ホールと一体化したフロアとすることで、ごみピット2ヶ所の窓から見学出来るようにし、見学窓付近の滞留スペースも広く取れる構造といたしました。逆に見えなくなってしまうプラットホームにつきましては、テレビモニターを設置して間接的に見ることを検討しております。

恐れいりますが、29ページにお戻りいただきたいと思います。

次に「2 試掘調査」についてでございますが、本工事の予定地には平成12年2月に解体された旧40t粗大ごみ処理施設の基礎や杭が残置かれていることから、その位置を確認するための試掘調査を本年9月に行いました。

ここで度々で申し訳ありません。33ページの別紙4をご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

図面の中①番から⑦番の色づけされたエリアを掘削し調査した結果、概ね想定していた箇所で基礎と杭を確認することができました。次のページの34ページ、35ページの写真は、それら確認された基礎や杭の状況でございます。この調査結果を基に、10月初旬より埋設物撤去工事に着手しており、今年度末までに完了する予定でございます。

度々で申し訳ありません。また、29ページにお戻りいただければと思います。

「3 土壤汚染調査」についてでございますが、本工事の土地の形質変更面積が3,000平方メートル以上となることから土壤汚染対策法第4条第1項の規定に基づく「一定規模以上の土地の形質変更届出書」、こちらを小山環境管理事務所へ提出いたしました。その結果、土壤汚染の恐れがない土地であると判断されましたので、今回は土壤汚染調査は不要となりました。

続きまして「4 建設工事」についてでございますが、令和7年度から先行して稼働を予定している計量棟・直搬ヤードエリア及び調整池は、令和6年1月から土木工事を開始する予定です。また、令和9年度に稼働予定している第2期焼却施設本体の工事着手は令和6年4月となる予定です。

なお、本体工事の起工式につきましては、令和6年3月25日の開催を予定しております。年度末の大変お忙しいところ恐縮ではございますがご出席の程よろしくお願ひいたします。

また、本日の説明では、図面上での説明となり、非常にわかりづらい点があったかと思われますので、今後、第2期施設の参考としていただけるように、既設の第1期焼却施設の見学会、こちらを計画いたしますので、議員の皆様におかれましては、ぜひご参加いただければと存じます。

説明は、以上となります。

○福田洋一議長 はい、ありがとうございました。進捗について事務局から説明がございました。ご意見等がありましたらお願ひいたします。

はい。14番山野井議員。

○14番(山野井孝議員) 1点お伺いしたいと思います。

29ページの2番目に試掘調査というものがあって7ヶ所、出てきたというお話がありましたけれども、平成12年に解体をしたときに、これを撤去していれば、試掘調査いらなかつたわけですけれども、こういう既存の建物を解体するときには、基礎等についてはそのまま残すというのが行政のやり方なのかな。

○福田洋一議長 細島事務局長。

○細島議事務局長 はい。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

現在では建設リサイクル法等がありまして、地下構造物まで全て撤去するというのが原則となっております。当時の考え方として建設リサイクル法等に抵触しない、また自分の土地であるということから、一般的に地下構造物を残しているという例も、非常によく見かけました。そのときの考え方ちょっと私も明確にはわかりませんけれども、費用との関係で地下構造部は残されていたものと思われます。本来、将来計画を見据えていれば残さない方が良かったとは考えておりますが、結果として残っていたという状況でございます。

以上でございます。

○福田洋一議長 14番、山野井議員。

○14番(山野井孝議員) 局長から将来のことを考えれば残すべきではなかったというお話ありましたけど、まさにそのとおりだと思っていて。将来ここがこういう形で使われるっていうのは多分皆さんわかっていたことだというふうに思うんですね。その法律が、まだなっていないか

ら残してもいいんだって言っても例えれば自分の家を壊したときに、基礎残しますかと言ったら残さないですよね普通に考えれば、うん。この試掘調査がどれくらいの費用をかけているのか分かりませんが、ちょっとその辺もしわかったら教えていただきたい。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島議事務局長 はい。試掘調査費用ということですけれども、第2期工事のD B O事業総事業費の中に含まれておりますて細かい仕様までは事業者の方から提示されませんので、ちょっと明確な仕様をここでは提示できない状況です。申し訳ありません。

○福田洋一議長 14番、山野井議員。

○14番(山野井孝議員) トータルの費用の中に含まれると言っても、多分積み上げ式で多分費用が挙げると思いますから、調べればわかると思いますし、例えばこれから撤去作業というか撤去の工事をするにあたって、平成12年のときのどれくらいかかったかという、見積もりというか費用と、今いろいろ高騰している中で、これから撤去しますって言ったときの費用と比較すると多分以前に撤去してしまった方が多分安価だったんだろうっていうのは想像できるんですけども、なってしまった過去のことをどうこう言っても、しょうがないというふうに思いますし、今のそちらに座っている皆さんが当事者としてやった方がどうかということも含めて、別に責任追及するつもりもないんですけども、ですからちょっと無駄というか、やっとけばよかったですをやらなかつたというのが多分過去にもあったでしょうし、これから多分そういうのをやらないと思いますけど、その辺も含めて反省をしてという言い方をするとちょっと生意気な言い方になりますけど、うん、その辺をちょっと考慮した、やり方をとっていただけるようにぜひお願ひしたいと思います。

○福田洋一議長 答弁。細島事務局長。

○細島議事務局長 はい、ありがとうございます。

今現在いるスタッフというか、法律にも基づいて、地下構造部を残すというやり方今後は絶対あり得ないと考えています。ただ、ちょっとこここのスタッフは今現在おりませんけれども、今後160t焼却施設を解体する、その時にはまたですね、過去には地下にごみを埋設していたという事実がございます。解体の際には、それらの撤去費用等もかかってきてしまう、そのときもまた、過去の、過去そこにごみを移設するというのも違法ではなかったのでそういう場所に困ってやっていたんだと思いますので、また近い将来そういう状況が出てきますので同じお叱りを受けるかなとは思ってますが、その辺はご理解いただければ幸いでございます。

以上でございます。

○福田洋一議長 そのほかございます。

[「なし」と言う者あり]

◎その他

○福田洋一議長 はい。それでは、以上で、執行部からの報告会は終了とさせていただいていただきます。

その他ということで何かございますか。

[「なし」と言う者あり]

◎閉会の宣言

○福田洋一議長 皆さん、なければ、以上で本日の議員説明会を終了といたします。

この後、暫時休憩をとって、10時20分より定例会を開会したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時8分 閉会

